

神栖市復興推進計画

平成 25 年 10 月 18 日

茨 城 県 神 栖 市

1. 計画の区域

神栖市全域

2. 計画の目標

東日本大震災により、本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部においては、津波により生産活動の基盤に甚大な被害を受け、雇用に深刻な影響を及ぼしている。

本市においても震度 5 強及び震度 6 弱の地震により、市内の多くの道路、浄水場、水道及び下水道などが著しく破損し、断水などによりライフライン機能が長期間にわたり停止（地域によっては約 3 ヶ月間）した。また、5,000 戸を超える家屋が、全壊や一部損壊などの被害を受けるとともに、市内各地での液状化現象により、避難者数は最多で 8,615 人に及んだ。さらには、鹿島港及び波崎漁港においても地震、津波により壊滅的な被害を受けた。

鹿島港に隣接する国内有数の石油・化学コンビナートである鹿島臨海工業地帯の立地企業においても、津波と液状化現象により 480 億円を超える甚大な被害が発生し、長期に渡り操業停止せざるを得ない状況となった。

このような中で、本市経済の迅速な復興を図るため、被災企業の拠点再整備にかかる投資を支援するとともに、本市産業の活力再生と高度化を図り、中核的な産業を担う立地企業の復興に向けた支援を進めることにより、被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造品出荷額の約 40%を占める中核的産業である石油製品・石炭製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援し、雇用継続及び新規雇用創出を促進するとともに、本市産業の活力再生と高度化を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業内容

本市に立地している鹿島石油株式会社の親会社である J X 日鉱日石エネルギー株

式会社（以下「対象事業者」という。）が、鹿島臨海工業地帯において、先端設備（溶剤脱れき（S D A）装置）の新設及び副生される残渣物を燃料とするボイラ発電設備を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市内での石油製品・石炭製品製造業は、市内の製造業における製造品出荷額の約40%を占める中核的な産業である。また、本事業は本市内で石油製品・石炭製品製造業を行っている唯一の事業者が実施するものであり、投資の規模としても、本市における平均投資額を大きく上回るものである。

したがって、今回計画している設備投資による鹿島臨海工業地帯の石油・化学コンビナート各社を含めた関連産業への波及効果は極めて大きく、計画の目標である「被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図る」ために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社常陽銀行、株式会社筑波銀行

⑤特別措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市産業の中核である鹿島臨海工業地帯の石油・化学コンビナートは、国内外において厳しい地域間競争にさらされている。

対象事業は、石油精製過程の残渣物から有効成分を抽出する先端設備（溶剤脱れき（S D A）装置）の新設及び副生される残渣物を燃料とするボイラ発電設備の整備等を行うものであり、鹿島臨海工業地帯が地域間競争に生き残り、今後、石油製品の安定的な供給体制を構築する上で、欠かすことができない事業である。

また、対象事業者の雇用機会の確保だけでなく、鹿島臨海工業地帯の化学工業をはじめ石油・化学コンビナート各社を含めた本件事業に関連する産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、計画の目標である本市産業の活力再生と高度化を促進し、雇用機会の拡充及び安定した雇用の確保が見込まれることから、本市の復興の円滑か

つ迅速な推進に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の見解を聴取した。

また、本市、株式会社常陽銀行、株式会社筑波銀行、対象事業者、鹿島石油株式会社を構成員とする神栖市復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。